

大網白里市告示第 4 号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

平成25年1月1日

大網白里市長 金 坂 昌 典

指定地域

地域類型	指定地域
A	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域及び第2種住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び第1特別地域

備考

- 1 この表において「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」及び「準工業地域」とは、都市計画法第8条第1項の規定により同項第1号に規定する地域として定められた地域をいう。
- 2 この表において「第1特別地域」とは、準工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいう。